

高福第1151-2号  
令和4年1月21日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長  
岸田 正寿（公印省略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく定期的な  
検査の受検要請について

埼玉県では、まん延防止等重点措置の一環として、令和4年1月21日から高齢者施設等を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、定期的な検査の受検を要請しています。

県では高齢者施設職員向けPCR検査について、下記のとおり日本財団が実施しているPCR検査の活用を推奨していますので、引き続き、この検査を受検して下さるようお願いいたします。

なお、オミクロン株の感染力は極めて強く、感染が広がるスピードも速いことから、できるだけ週1回、少なくとも2週間に1回の頻度で受検してください。

なお、独自に別機関にて検査を行っている場合にはその旨を下記担当まで御連絡ください。

記

【日本財団が実施するPCR検査事業の概要】

- 1 対象施設 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、居宅介護支援
- 2 検査期間 令和4年1月から令和4年3月末日まで（予定）
- 3 検査費用 無料
- 4 申込方法 日本財団ホームページから施設・事業所単位で申込んでください。  
<https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/2020corona/pcr-center>  
（「日本財団 無料PCR検査」で検索）
- 5 問い合わせ先 日本財団の検査に対する問い合わせは、上記ウェブサイトからお問い合わせください。

担当：施設・事業者指導担当  
電話：048-830-3247